

## 会 議 記 録

会議名称	平成 28 年度第 4 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 29 年 1 月 10 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 25 分
場 所	東棟 4 階 庁議室
出席者	<p>【委員】 山本、伊関、奥、田淵、倉橋</p> <p>【区側】 総務部長、行政管理担当課長、 経理課長、総務課長、人事課長</p>
配付資料	<p>資料 1 入札・契約制度の改革</p> <p>資料 2 年度別入札・契約制度の変遷</p> <p>資料 3 工事・委託及び物品契約における落札率の推移</p> <p>資料 4 年度別入札形態別平均参加事業者数一覧</p> <p>資料 5 工事業種別競争入札登録事業者数</p> <p>資料 6 過去 3 年間指名停止業者一覧</p> <p>資料 7 平成 27 年度 不調案件処理経過</p> <p>資料 8 平成 28 年度入札・契約制度における臨時的措置について</p> <p>資料 9 平成 28 年度杉並区障害者就労施設等からの物品等調達方針</p> <p>資料 10 工事審議案件</p> <p>資料 11 入札見積経過調書、発注公告文</p> <p>資料 12 委託・物品審議案件</p> <p>資料 13 入札見積経過調書、発注公告文</p> <p>参考資料 平成 28 年度 行政評価等の結果について</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 杉並区の入札・契約制度の概要について 入札・契約制度の改革</li> </ul> <p>(2) 平成 27 年度入札及び契約に関する外部評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事契約 審議案件</li> <li>・ 委託・賃貸借契約 審議案件</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 物品の購入契約 審議案件</li><li>3 その他</li><li>4 閉会</li></ul>
--	---

○行政管理担当課長 定刻となりましたので、平成 28 年度第 4 回杉並区外部評価○委員会を開催させていただきたいと思ひます。

では、まず、会長からご挨拶をいただきまして、その後の進行は会長にお任せしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、ただいまから平成 28 年度第 4 回目の杉並区外部評価委員会を開きたいと思ひます。本日は第 4 回となっておりますが、入札・契約の監視に係る業務が主体になるわけでございます。昨今、ほかの自治体等においても、契約並びに入札業務の適正化については、世論とか、社会の関心も高くなっているものですから、我々に与えられた入札・契約業務の監視ということにつきましても、今回の委員会を通じて厳正に遂行していきたいと考えております。

まず、最初に、議題あるいは配付物等の確認を事務局からお願ひいたします。

○経理課長 経理課長の白井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、説明に入ります前に、資料のご確認をお願ひしたいと思ひます。

まず、次第をめくっていただきまして、資料 1 から 9 とホッチキスどめした A 4 の資料がございます。中をご確認いただければと思ひますが、1 枚おめくりいただきますと、1 ページ目が資料 1、「入札・契約制度の改革」となっております。そこから少し飛びますが、19 ページからが資料 2 となりまして、「年度別入札・契約制度の変遷」となっております。

続きまして、23 ページになります。資料 3 としまして、「工事・委託及び物品契約における落札率の推移」となります。

続きまして、27 ページになりますが、資料 4 としまして、「年度別入札形態別平均参加事業者数一覧」になっております。

続きまして、29 ページですが、資料 5 としまして、「工事業種別競争入札登録業者数」になっております。

続きまして、33 ページになりますが、資料 6 としまして、「過去 3 年間指名停止業者一覧」となっております。

おめくりいただきまして、35 ページからが資料 7 となりまして、「平成 27 年度 不調案件処理経過」という資料になっております。

続きまして、39 ページになりますが、資料 8 としまして、「平成 28 年度入札・契約制度における臨時的措置について」になります。

おめくりいただきまして、40 ページ、資料 9 としまして、「平成 28 年度杉並区障害者就労施設等からの物品等調達方針」となります。

それと、このホッチキスどめとは別にクリップどめしている資料で、1 つ目が資料 10、今日ご審議いただきます工事審議案件の一覧と、その後ろにそれに伴います入札見積経過調書等の関連資料を配っております。

もう 1 つのクリップどめが、資料 12 としまして、委託審議案件と物品審議案件の一覧。そして、それに伴います関連資料が後ろに資料 13 としてついてございます。

過不足等ございませんでしょうか。もしありましたら、事務局で資料をお渡ししたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、説明に入らせていただきたいと思います。

まず、資料の説明の前に、本日ご審議いただく案件につきまして、私のほかに契約担当の係長が出席しておりますので、ご紹介をさせていただきます。

まず、岡田係長でございます。

○契約担当係長 よろしく願いいたします。

○経理課長 次に、橋本係長でございます。

○契約担当係長 よろしく願いします。

○経理課長 そして、小島係長でございます。

○契約担当係長 よろしく願いいたします。

○経理課長 3 名の係長も説明員として本日の会議に参加させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、冒頭、会長からご紹介がありましたけれども、当委員会の所掌事項であります、入札その他の契約にかかわる手続に係る事項として、平成 27 年度の 1 年間に区が発注した案件の入札及び契約状況等についてご審議をいただくものでございます。

審議に入る前に 1 点お願いがございます。本委員会の会議は公開とされておりますが、一方で入札事務における公正・公平性等を担保するために非公開としている内容がございます。委員の皆様のところには赤字で表記をさせていただいているものがそれになります。

非公開情報の主なものとしましては、入札予定価格のうち非公開としているもの、また、低入札調査の失格基準価格などが非公開となっているものでございます。このために、会議に傍聴者がいる場合には、審議の中でそうした内容についてのお尋ねがあった際には、大変恐縮ではございますが、お答えは控えさせていただく場合がありますので、ご了承をお願いしたいと思います。

また、本日の審議案件についてでございますが、事前に委員の皆様へ契約一覧を送付させていただきました。その候補を選定していただいたところでございます。その選定された案件を事前に会長と調整させていただきました。本日、工事案件については 4 件、委託・賃貸借案件につきましては 3 件、そして物品購入が 1 件、合計 8 件を選ばせていただいたものでございます。

それでは、報告事項の入札・契約制度の改革についてご報告をさせていただきます。時間の関係もございますので、概要、ポイントとなる部分を中心にご説明をさせていただきます。と思います。

まず、資料 1 から 9 のホッチキスどめの資料をお手元にご準備ください。

1 ページ目に「入札・契約制度の基本的な方針」と記載をしております。(1)の「基本的な考え方」につきましては、この間、当委員会でご報告をしてきている内容と変わりはありませんので、省略させていただきます。

(2)番の「平成 27 年度と 28 年度の取組方針」のところ、2 つ目の丸になりますけれども、平成 27 年度におきましては工事契約の技術実績評価型総合評価方式と委託契約の簡易型総合評価方式の試行を継続するとともに、工事契約における最低制限価格の対象を拡大するなど、ダンピング対策のさらなる強化を図ったところでございます。また、国の公共工事設計労務単価改定への速やかな対応を図るとともに、その効果検証のためにアンケート調査を 26 年度に引き続き実施してございます。

次の 3 つ目の丸ですけれども、28 年度におきましてもこれまでの対策の継続とともに、工事契約における J V 発注基準の見直しや監理技術者の兼任の基準緩和等を実施してございます。区といたしましては、今後も引き続き競争性や透明性の一層の向上を図るとともに、適正な施工・履行の確保に努めてまいります。

続きまして、2 ページになりますけれども、ここからが「入札・契約制度改革の概要」

でございます。

まず、3 ページをごらんください。こちらは「公正な競争の促進のため実施した改革」としまして、一番下になりますけれども、本年 6 月から現場代理人と主任技術者の専任制の緩和措置を拡大しております。これは、取組内容に記載があるとおり、法改正に伴いまして現場代理人と主任技術者が兼任できる工事価格の基準を引き上げるなど、業者の入札参加機会の拡大を図ることを目的に実施したものでございます。

次に、5 ページをお開きください。ここは「適正な施工・履行の確保を図るため実施した改革」となりまして、下から 2 つ目になります。昨年の 9 月から最低制限価格と低入札調査の適用対象を見直してございます。この両制度ともダンピング防止を図るための仕組みでございますけれども、最低制限価格の基準を引き上げることにより、ダンピング対策のさらなる強化と入札参加者の負担軽減等を図ったものでございます。

その次の本年 4 月からの建設共同企業体、いわゆる J V ですが、その発注基準の見直しとなります。建設需要が拡大する中で、公共工事における人件費や建材費の上昇傾向への対応と受注機会の拡大を図るための臨時的な取組として、J V 発注基準の見直し、そして、構成員の見直しもあわせて実施したものでございます。

続きまして、少し飛びますけれども、13 ページをごらんください。

ここでは、区で入札している工事の契約方式をまとめており、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の 3 つの入札形態で整理をしております。裏面の 14 ページには委託・物品の契約方式を同様に記載してございます。

次に、15 ページをご覧ください。こちらにつきましては入札結果の一覧でして、ここ数年の実績とあわせて掲載をしております。

16 ページから 18 ページまでが契約種別ごとのその状況となっております。

次の 19 ページの資料 2 になりますけれども、これは「年度別入札・契約制度の変遷」としまして、工事、委託、物品の 3 区分で、横軸に契約金額の区分を置きまして、縦軸に年度別の変遷経過をあらわしてございます。

19 ページの工事契約では、27 年 9 月以降に入札方式等の基準を変更しておりますが、内容につきましては先ほどご説明をしました最低制限価格と低入札調査の適用対象の見直しと同様でございます。施工能力等審査型総合評価方式、予定価格の事前公表、事後公

表の適用基準を予定価格 3,000 万から 5,000 万に変更したものでございます。

ここで記載はございませんけれども、補足でご説明をさせていただきたいのですが、昨年度、また一昨年度、道路維持補修工事等の単価契約につきまして当○委員会でご議論をいただきました。今まで、予定価格については事前公表として取り扱ってきたものでございますが、今年度の中途から、これにつきましては事後公表に変更しまして入札を実施しているところでございます。これは、制度そのものを改正したわけではございませんが、補足でご報告させていただきます。

続きまして、23 ページの資料 3 から 35 ページまでが資料 7 となっておりますけれども、これにつきましては年度別の落札率の推移や入札の平均参加事業者数などの実績値の資料となっております、その中でも 33 ページをお開きいただきたいと思います。

この資料 6 につきましては、過去 3 年間の指名停止措置の状況を一覧にしたものでございまして、その状況等を記載するとともに、裏面の 34 ページには直近の指名停止措置の状況を記載したものでございます。

次の 35 ページの資料 7 につきましては、「平成 27 年度不調案件処理経過」となっておりますが、これは後ほどお目通しいただければと存じます。

次に、39 ページをお開きください。資料 8 としまして、「平成 28 年度入札・契約制度における臨時的措置について」でございます。区ではリーマンショック以降の地域経済の不況等に対応するために、平成 21 年度からこの措置を講じてまいりました。今年度につきましても地域経済への一定の配慮と支援を図る観点から、臨時的措置として継続をしているところでございます。その主な概要については I に、そして、その実績値として II 番目に区内事業者の受注比率の推移を記載してございまして、全体の金額ベースにしまして平成 20 年度までが 76% 台だったものが 27 年度は 85% というふうになってございます。

続きまして、40 ページをごらんください。資料 9 としまして、「平成 28 年度杉並区障害者就労施設等からの物品等調達方針」について記載をさせていただきます。これは、国で新たな法律が 25 年 4 月から施行されたことに伴いまして、区では平成 25 年度にこの物品等調達方針を策定してございます。区としましては、5 に記載のとおり、その調達目標として前年度の実績を上回ることを目標に取り組んでいるところでございます。

なお、本日の報告事項にはございませんけれども、当○委員会には暴力団等排除措置に

基づきまして、入札参加除外措置を実施した場合には当委員会にご報告することになってございますが、昨年度以降その実績はございませんので、その旨口頭でご報告させていただきます。

簡単ではございますが、報告に関する説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に関連いたしまして、ご質問なりご意見があれば各○委員からおっしゃっていただければと思います。この制度そのものについて、我々は意見を申し上げられないのですけれども、個人的なコメントであるとか、質問は構いませんので、お願いいたします。

○○委員 1点だけ。先ほど道路補修工事について事前公表制から事後公表に変えたというお話、その理由というのはどういうことなのでしょう。

○経理課長 昨年度まで、当委員会ではほとんどの案件が同じ落札率で入札の結果が出ているといったご意見を踏まえまして、これは各業者それぞれ適正に積算されているものとは思っているところではあるのですが、やはり積算の精度を高めるといいますか、公正な入札になるようにということで、実施したものでございます。年度当初には間に合わなかったのですけれども、年度の中途からそのように改めさせていただき、そして、積算に要する期間も若干長めにとるような形で業者の負担にならないような配慮をしながら、そのように変更させていただいたところでございます。

○○委員 その辺で、変化というのは見られたのでしょうか。

○経理課長 年度当初の契約は、従前と同様の傾向があらわれましたが、道路維持補修工事につきましては一番下が91%台から上は98%ぐらいまで、狭あい道路の拡幅整備工事につきましては86%台からやはり98%台と、これは入札を実施した時期によっても低めに出たり高めに出たりという傾向が見てとれますけれども、大体そんな状況になります。

○会長 1点だけ気になっておりますことは、公契約に関する賃金の話なのですけれども、杉並区はそれに力を入れておられるということなのですけれども、例えば低入札とか、価格調査をされた場合に最低賃金制度が守られているかどうかということの具体的な確認方策というのはどのようにされているのでしょうか。

○経理課長 まず、低入札調査の時点におきましては、工事の積算の内訳資料なども出し



ていただきまして確認しています。ただ、実際に労働者の方にどれだけの賃金を支払うかはあくまで元請けの業者に対して調査をするものですから、入札の時点では下請までの調査はできないのが現状です。ですので、区の予定価格で積算した直接工事費であるとか、現場管理費といったような人件費が占める割合が特に高いものがどれくらいの割合で積算をされているのか、そうしたところは一応見てとっているのですけれども、具体の賃金まではなかなか調べ切れないのが現状でございます。

○会長 それに違反になると、例えば入札参加制限とかになるのですか。

○経理課長 当然、法令を遵守することを義務づけてございますので、先ほど説明させていただきましたが、そうしたことがないかどうかをアンケート調査といったもので確認をしている、そんなところでございます。

○会長 わかりました。ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

それでは、本題に入ります。

次第ですと、「平成 27 年度入札及び契約に関する外部評価」ということで、事務局で各委員の方から抽出していただいたものでなるべく複数の者が選考しているものを重点的に選ばせていただきました。あと、昨年度と全く同じ案件は少し控えたらどうかということ等もございまして、最終的に事務局との調整が年末になってしまったので、事前に各委員の方に連絡する時間がなかったと思います。今後は事務局との調整も余裕を持って行いたいと思いますので、各委員にはご理解いただきたいと存じます。

ここで総務部長が、途中退席しますので、何かあればお願いします。

○総務部長 一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、年の初めの大変お忙しい中、会長初め委員の皆様におかれましては当委員会にご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。私事で恐縮ですが、どうしても外せない所用がございまして、席を外させていただきますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

契約は、物品も工事も委託も含めると、トータルで年間約 1,000 件の処理をしています。この間、我々は品質の確保と価格、この調和をどのように図っていくかというのは大きな命題といいますか、課題でございまして、どうしてもリーマンショック以降のダンピング

が顕著になってきた時代状況の中でそうした調和をいかに図っていくかということで、若干経済状況が変わってきていますけれども、それは変わらない命題でございます。公平・公正・適正を旨としてやっておりますけれども、我々の処理は独善的になってはいけないということをお戒しながらやっていきたいと思っています。この場のご指摘は私ども非常に貴重な参考になるご意見だというふうにと受けておりますので、どうぞ時宜にかなったご指摘やご意見をいただければと思っています。

本日は大変申しわけありませんが、私はこの場で中座させていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、審議を続けたいと思います。

まず、工事契約審議案件として、資料 10、11 にございますとおりの 4 件ですかね。件数としては多うございますが、この概要につきましてまず事務局からご説明をいただいてから個別に審議ということでお願いしますか。

○経理課長 では、1 件ごとにご説明をさせていただければと思います。

まず、1 番目の審議案件でございますが、仮称成田東四丁目保育園建設建築工事でございます。資料 11 の入札見積経過調書をご覧くださいながら説明したいと思います。

予定価格につきましては税抜きで 3 億 6,428 万円、日程につきましては 6 月 22 日に公告をしまして、7 月 29 日に開札をしてございます。入札方式は一般競争入札で、この案件につきましては J V 発注案件としまして、中段に記載のとおり 3 J V が参加をし、2 回目の入札で落札率 99.9% で、目時・天心建設共同企業体が落札をしてございます。

概要でございますが、26 年 3 月に策定しました区立施設再編整備計画に基づきまして、増加する保育需要への対応を図るため、仮称成田東四丁目保育園を新たに整備する工事となります。予定価格は税込みですと 3 億 9,000 万円余となりますので、これは区の実施要綱に基づきまして、建築工事は予定価格が、この当時は 3 億円を超える場合には J V 発注となっております。また、建設共同企業体の臨時的運用要綱というものを別に定めてございまして、予定価格が 10 億円までの案件につきましては、区内業者を 1 者以上含める 2 者による J V ということで基準を設けているものでございます。

工事概要等については資料に記載のとおりでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 もう少し丁寧な説明がいいかと思うのですが、例えばこのジョイントベンチャーのうち的一方が区内業者であるとか、ご説明いただけますか。

○経理課長 ちなみに、この 3 J V が全部区内業者となっていて、区内と区外業者の組み合わせもできるような条件設定をしていますが、この案件については、結果的に区内業者のみが参加となったものです。

○会長 そういう情報が非常に重要なわけですね。区内業者のジョイントであったということですね。

では、それだけではなかなかわかりにくいと思いますが、入札の参加条件なり落札の経緯等もご説明いただけますので、ご質問をお願いしたいと思います。

○○委員 一般的な話で、いわゆる設計や積算をする担当者は保育課の中にいるのですか。それとも建設担当課なのか、要は専門の担当はどの課に属して、どういう発注をしているのか。道路なんかは土木課だとか、ルーチン化しつつある中で、保育もここへ来て数が増えてきているので大分ルーチン化はしてくるのだけれども、原則からするとそんなに数がまとまって出てくる話ではありませんが、場合によっては担当が片手間にやっているみたいな場合もケースによって考えられる。この辺、これから数が多くなってくるだろうし、後で発注手続等に指摘が起きる危険性もちょっとあるかなと感じるので、体制について確認させていただきたい。

○契約担当係長 体制については、工事の発注はこの保育園に関しては区の営繕課というところで発注をしています。積算、設計については委託業務で行ってまいります。手元に委託業務の契約書がなく確認できませんけれども、委託業務で発注をして、積算も含めて設計をしているということになります。

○○委員 要は片手間でやってしまうと後でトラブルも起きるので、場合によっては、これから先も建設が続くようであれば、設計担当、建築士を保育課に配置するとか、そういうこともしておかないと、発注業務がトラブルを起こす可能性があるのかなとちょっと感じています。杉並区という事ではなく、普通の事務職が委託の発注をしてやっているような気がする場合があります。でも、それって本当に大丈夫なのかと。特に注目を浴びている分野なので、これからも発注が多く出るとするならば、ここについては専門家をちゃんと配置することも大切なのかなと感じます。

○経理課長 先ほどお答えしたとおりでして、当区の場合、特に建設工事に関するものは全て政策経営部営繕課という部署にその予算の執行も含めて委任をしまして、当然、建築技術者なり、または設備の技術者が専任し、委託業務または工事の発注から監督といったことを担当しているのが現状です。

それで、お尋ねの保育課の業務につきましては、これは専門ということではないと思うのですが、現在、建築技術のOB職員を1名配置しておりまして、区が整備するもの以外、民間整備で保育園を設置するものもございますので、そうしたところは建築の専門のノウハウを持った職員がちゃんとそうしたチェックはしているところです。

○○委員 恐らく教育委員会も同じだと思うのですが、ある程度数が集まるところは専門家を張りつけておくことが必要だと思うのです。OBであればまたいいと思うのですが、恐らくそういう人事配置も検討しておくことがトラブルを起こさないためには一番いいのかなという感じがします。

○会長 どうぞ。

○○委員 昔は区役所内で土木とか、そういうところで結構セミプロ級の人がいたのですが、今は変わったのでしょうか。土木工事の見積もりについて。

○経理課長 土木工事も、特に大型の案件につきましては、設計業務を委託で外注に出しています。

○○委員 外部に頼んでいるわけですね。

○経理課長 はい。ただ、当然ながら、職員が設計をして積算もするというような案件もあります。ですので、そこら辺は特に業務量に応じて委託に出したり、または直接職員が設計する場合と両方あるかと思います。

○○委員 両方あるわけですね。

○経理課長 はい。

○会長 これは区外業者も可なのですけれども、要するに区外業者の応募がなかったということですか。

○経理課長 はい。今回は区外業者の参加はありませんでした。

○会長 それで、落札された目時・天心建設というのは、ジョイントベンチャーとして今まで杉並区の契約をとっている案件はかなりあるのですか。

○契約担当係長 このジョイントベンチャーは、この案件について独自に組んだものです。

○会長 今回初めてということですのでよろしいですか。過去少なくとも 10 年間ぐらいでは。

○契約担当係長 はい。それぞれ別な案件について、別の業者と組んだことはあります。

○会長 それで、1 回目で落札しなかったのですけれども、興建社・矢島建設共同企業体というところが辞退というのは、これは辞退という札を入れるのですか。

○契約担当係長 そうです。電子上で、辞退という札を入れる形です。

○会長 それで、実際は積算業務が業者によってされていて、それが国交省の営繕部の標準的なものだから大体推測できるという話をよく聞きますけれども、これは予定価格は公表ですよ。そういうことで 99.9%になっているというふうにご理解されているのでしょうか。まあ、それは別に調べる必要性はないのですけれども。

○経理課長 会長がおっしゃったとおり、現在、入札に当たりましては設計図書として、図面だけではなくて、それに係る特記仕様書、さらには業者がなるべく正確な積算を期すということも含めて、積算の金額を抜いた資料を配布しているところです。そして、会長が言われたとおり、国や東京都はその積算基準を公表してございますので、おおむねの予定価格は業者でも見通しはつくというような状況にあります。

予定価格は事後公表ですが、その予定価格の中の見積もりなどで積算している部分については公表はしてございませんけれども、そういう状況の中で、特に建築工事については人件費に係る部分は高うございますので、こういうような傾向は杉並区の中でも同様に見てとれるところでございます。

○会長 ほかにご意見はございますか。

○○委員 確認なのですけれども、建築工事で保育園を建てるということですので、ほかの案件に関しては総合評価になっているところが多いのですが、これが総合評価にならなかった理由、取り入れなかった理由というのはあるのですか。

○契約担当係長 こちらの案件につきましては、結構金額が高い案件になりますので、当区におき実績として評価をするものが余りまだないということで、総合評価という形の対応はしてございません。

○経理課長 補足ですが、当区で総合評価方式の簡易版ということで導入はしているところなのですが、具体的には、特に簡易なものについては 1 億円未満で、また技術実績を

ある程度高く見る評価方式については試行でやっているところです。実際に処理している案件数は少なく、工事実績を評価するといっても、なかなか対象工事実績がないものから、適正な評価に結びつかないというのが現状としてあるものですから、これは議会での議決対象になっているわけですけれども、特にこうしたものは一般競争入札でやっているのが今のところの現状になっています。

○会長 比較的金額の高い入札については、様々なご意見もあろうかと思いますが、処理としてはこれを特に問題とすべき点は見当たらなかったということにしたいと思います。

では、次の案件をお願いいたします。

○経理課長 続きまして、番号 2 番になりますけれども、特別区道第 1174 号路線道路修繕工事（R2009）になります。

こちらの入札見積経過調書は 47 ページで、公告文はその次、48 から 50 ページになりますけれども、予定価格につきましては 1,555 万 9,000 円、税抜き価格になります。日程としましては、11 月 16 日に公告しまして、11 月 30 日に開札をしてございます。一般競争入札で、区内 5 者が参加をしまして、1 回目の入札で落札率 100%で株式会社ディー工房が落札をしております。

工事の概要でございますが、年次修繕計画に基づきまして、劣化の著しい区道につきましてアスファルト舗装及びL型測溝の設置等を行う道路補修工事であり、工事規模等は概要に記載のとおりでございます。

この案件につきましては、予定価格が 5,000 万円を超えないため、公告時に予定価格は公表をしています。こうした路面の改良を行う工事につきましては、当区におきましては年間約 20 本程度発注をしているところでございます。以上でございます。

○○委員 確認なのですが、金額を公表しているから金額いっぱい出してきたという話で、ほかは辞退してこの 100%で決まったというふうに理解していいのですか。

○契約担当係長 金額につきましてはこれは事前公表でございますけれども、結果的にこのような入札になったと考えてございます。

○○委員 金額を公表していることもあるのでしょうかけれども、1 回目で最初から残りの 4 者が辞退しているということは、普通、こういうふうになっているのですかね。

○経理課長 業者の状況が一番大きいのかなと思っておりますけれども、特にこうした道

路舗装に関する工事につきましては、傾向としてですが、年度当初については、受注を優先するために、どちらかというとな価格を抑えて入札される傾向にあります。この案件は、11 月に入札を実施していますが、この時期になるとある程度業者は手持ち工事を持っているものですから、実際に参加希望を出しても、受注できそうにない場合は辞退されることが多くなってくる、そういう傾向にあります。

〇〇委員 特に時期の特色なのですかね。

〇経理課長 そうですね。これは発注のやり方というか、出し方も工夫が要るのかなというふうには思っているところですけども、特にこの道路関係の工事については割と発注時期を固定的にしてしまっているのがこれまでの区の発注の傾向としてあるのでございます。それをもう少し均等化させることによって、もしかしたらこういう傾向は変えられるのではないかなというようなことが検討課題として出ていますので、できたら今後見直しをしていきたいと思っています。

〇会長 ただ、発注の時期の問題であれば、やる気がなければ別に申し込みする必要性がないと普通は思うのですけれども、こういうことは道路修繕の場合、ほかにも平成 27 年度に何件かあったのですか。今回の案件だけですか。

〇〇委員 狭あい道路なのですけども、全部で 10 件の発注があり、10 者全部違うのですね。受注業者が全部違って、その中にこの 4 者が全部入っているのですね。そう見ると、何かおかしいなという感じはするのです。

〇会長 だから、ほかの案件も全てこういうスタイルで落札しているのかどうかということをおしは確認したいわけですが、たまたまこれだけであれば、たまたまそういうことが起こったということなのか。

〇〇委員 ほとんどの落札率が、94.9%となっています。

〇会長 これは 100%ですね。

〇〇委員 これは 100%なのですけども。狭あい道路なのですね。それを見てこっちを見ると、何か腑に落ちないところがあるのですけれども。

〇経理課長 狭あい道路の拡幅整備とか、道路維持補修という先ほどご説明した単価契約については、発注を同じ時期に 5 本、6 本、8 本、9 本というふうに出していて、こうした同時期に行う場合には、例えば 3 件までしか申し込みできませんという申込制限とか、

もしくは受注制限としまして、同時発注した案件の中で 1 件落札した場合には次には進めませんというような制限を設けたりしています。なるべく受注機会は広く均等にとということとは道路工事の場合にはあります。

こうした単価契約とは別に、この道路修繕工事は、一定の路線の舗装以外にも、雨水枴なども付け替えたり、新設したりということも含めての舗装工事になります。先ほど基準緩和という話をしましたけれども、技術者を張りつけなければいけない工事になりますので、なかなか手持ち工事の状況によっては技術者を専任で常駐させることができない。そうした状況も業者の事情としてあることから、辞退される業者が多くなってきているというところがあるのかなと受けとめているところです。

○会長 いや、事実としてこの案件以外にも、ほかの案件は全てこういう辞退だったのかどうかということを確認させてくださいということです。

○契約担当係長 ほかの 11 月 25 日の開札ですと、落札率が 96%となっています。

○会長 そうではなくて、この時期に出した案件の中に、1 者だけの入札で、ほかが全部辞退になっているのですかということを知りたいのです。

○契約担当係長 辞退に関しては、今ここでは確認がとれないのですが。

○会長 いや、後でではなくて、この審議時間中確認していただけますか。

○契約担当係長 審議時間中にですね。わかりました。

○会長 では、次の案件について説明してください。

○経理課長 それでは、3 件目の審議案件になりますが、旧新泉小学校北棟校舎等解体工事になります。

入札見積経過調書は 51 ページになります。これにつきましては指名競争入札となりますので、公告文はございません。

予定価格につきましては、税抜きで 7,916 万 6,000 円。日程ですが、7 月 9 日に指名通知を出しまして、8 月 7 日に開札をしてございます。4 者を指名しまして、落札率は 98.5%となっております。

この工事の概要ですけれども、小中一貫教育校であります杉並和泉学園を設置したことに伴いまして、旧新泉小学校の敷地の一部を特別養護老人ホームの整備に活用するために、この旧新泉小学校の北棟校舎のほか、屋外プールや外部倉庫を解体する工事となっております。



います。

なお、当該地は一般住宅が隣接する場所であることから、施工実績を有する区内 4 者による指名競争入札で実施をしたものでございます。以上でございます。

○会長 この指名会社の入札資格というのは何かいろいろ等級があると思うのですが、何かあるのですか、格づけが。

○経理課長 東京電子調達のひき家・解体という業種に登録がある区内業者で、150 番以内ということで指名しています。

○会長 150 番というのはどういう意味を有しているのですか。

○○委員 A、B、C とかではなくて、1 番から何番という感じなのですか。

○契約担当係長 1 番から 300 番ぐらいまで順位が付けられています。

○会長 それは、東京都においてあるのですか、杉並区においてあるのですか。

○契約担当係長 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの格付けになります。

○会長 それで、150 番までというのは杉並区が判断されたのですか。

○経理課長 そのとおりです。

○会長 それで、これは実際何番なのですか。この 4 者はそれぞれ。

○契約担当係長 これは 150 番以内です。

○会長 「以内」ではなくて、何番であるか当然把握していないと、契約業務が成り立たないでしょう。

○経理課長 手元に、その資料がありませんので、後ほどご報告いたします。

○○委員 せっかくなので確認ですけれども、私、県の土木事務所にいたことがあったので、いわゆる道路工事だとか建設工事は A、B、C とか、S、A、B、C ですね。これはそういうランクではなくて、点で順位がついているという話なのですか。ちなみに、このひき家・解体以外だと、どのようなものがあるのですか。

○契約担当係長 例えばエレベーターとか、造園とかは、順位格付けでございます。

○○委員 今でも S、A、B、C という、建築だとか土木だとかはあるということなのですか。

○契約担当係長 はい。そのとおりです。

○○委員 ひき家・解体だと、1 番、2 番というとそれなりの実績があって、大きな解体

なんかをやられている業者なのですか。

○経理課長 そのとおりです。

○○委員 私は病院のことをやっているから、病院の解体なんかも大体 1 億ぐらいなのだけれども、その辺は 70 から 150 ぐらいまでの基準となっているのですが。

○契約担当係長 区では案件ごとに判断しています。ただ、解体というのは 1 億とか、2 億とか、結構大きなものがございすけれども、そのようなレベルになればやはり 50 番以内とかそのぐらいの、実績を有する業者を基本に考えております。

○会長 杭の引き抜きまで行うのは、結構大変そうな気がするのですけれども。壊すだけではないから。

○○委員 建設リサイクル法で、そこまでやらないといけないのです。

○会長 そういうことですか。完全に引き抜こうと思ったら大変でしょう。途中で切って、残しておけばいいという問題ではないから。

○経理課長 すみません。先ほどの順位づけですが、今年の 4 月時点の資料がありましたので申し上げますと、1 番の NIKKO が 102 番です。その次のカシマが 149、アーバン黒岡が 65、香椎が 68 番となっております。

○会長 それで、不参と辞退はどう違うのですか。

○経理課長 指名をしまして、3 番目のアーバン黒岡はその指名に対して辞退の札を入れたということです。

○会長 それでは、不参というのは何ですか。

○経理課長 不参は、指名された案件の入札を行わなかったということです。

○会長 不参というのはどういうことですか。

○会長 それがよくわからないのですけれども。この資料の記載方法として、区は指名したけれど、その相手は不参だったという事を書くようになっているのですか。

○○委員 区から指名はしたということですね。

○経理課長 そうです。指名通知は出しています。

○○委員 何の音沙汰もなかったということですね。

○経理課長 札入れを行いませんでした。

○会長 それは辞退ではないのですか。

○経理課長 辞退の札を入れた場合と、何も札を入れない場合を区別しています。

○会長 不参の意味合いがよくわからないですね。

○○委員 大体 1 億の解体工事だと、この 4 者のほかに何者ぐらいあるのですか。

○会長 指名したら、一応何か形式的には反応ぐらいしそうなものですが。本当なのですか。入札の通知はいつ出されて、この期限までに余裕がなければ当然そんなことはできないと考えられますが、どうなっていますか。

○経理課長 7 月 9 日に指名をしています。開札は、8 月 7 日で、入札締切は 8 月 6 日です。

○会長 それから全く音沙汰もなかったということですか。

○経理課長 仕様書等の入手は行っていますが、札入れを行っていないという事です。

○○委員 150 者というのは、東京都で 150 者ですよ。

○経理課長 そうです。東京電子自治体共同運営電子調達サービスの登録業者となります。

○○委員 だから、杉並区で 150 番以内に入れる解体業者って、そんな数はいないわけですよ。

○経理課長 区外業者も含めると、杉並区を登録している業者はそれなりに数としてはあります。

○○委員 数としてはあると。ただ、杉並区の業者としてはそんなに数はないから、忙しければ逆に相手にしなくてという話ですよ。

○経理課長 そのとおりです。手持ち工事であるとか、職人が手配できないと解体工事は成り立ちませんので、そうしたことがやはりあろうかと思えます。。

○会長 指名というのは、そういうことも想定して指名するのではないのですか。

○経理課長 それで、冒頭ご説明したのですけれども、当該地が住宅地のど真ん中にある小学校ということもあって、施工は杉並区の状況を知っている業者が望ましいということから、区内業者 4 者を指名したものです。今は、区内業者である解体業者が増えてきてはいるのですけれども、当時は施工実績がそれなりにある業者となると、どうしてもこの 4 者ということでの入札をせざるを得なかったという事情があります。

○会長 いや、4 者はいいのですよ。そういうことも考えて指名して、不参であった香椎さんも指名したのでしょうか。そういうことを全く調べずに、4 者指名ということではない

のではないですか。

○経理課長 区の工事以外では、一定規模の公共工事は把握していますが、民間を含めま  
すとどれぐらい工事を持っているかというのは把握できない状況です。

○会長 そうですか。

○経理課長 はい。

○会長 一般競争入札なら、何となくそういうのはわからんわけでもありませんが。そう  
ですか。まあ、それはお話として承っておきます。

ほかにご意見はないですか。

○経理課長 先ほどの道路修繕工事について、確認した結果をご説明いたします。

(資料配付)

○契約担当係長 10月、11月、12月の同様の工事に関する入札経過調書をお配りさせて  
いただきました。8ページになりますが、この中で、先ほどの1者による入札が3件ござ  
いました。

○会長 しかし、わからないのは、一般競争入札の不参というのは、どういう意味ですか。  
辞退ならわかるけれども。

○契約担当係長 入札書の送付を間違えたり、入れ忘れ、または送信したつもりで送信し  
ていないなど、そのようなミスがほとんどでございます。

○会長 それは無効ではないかな。そういうのは不参と言うのかな。

○○委員 それから、ディー工房というところが特別区道第1174号路線を請け負って  
いますのですけれども、逆に3ページ目の入札データでこのディー工房は最低制限未満とな  
っています。、これはどういうことなのですかね。最低制限未満というのは。

○経理課長 最低制限価格というのを案件ごとに定めていまして、その価格を下回った金  
額で入札をした場合には、適正な価格での積算をしていないというふうにならして、失格  
としています。

○○委員 そういう意味なのですね。わかりました。

○会長 とりあえず今のところは3番まで審議しているところなのですが、先ほどのR  
2009に関連して、関連質問等はございますか。

○○委員 これは毎年同じような感じですか。要するに1者入札、ほか辞退みたいな。特

にこの年度が多かったとか、そうではなくて。

○契約担当係長 最近の傾向としては、毎年 1 件か 2 件ぐらいは出てくると思います。

○○委員 1 件か 2 件ぐらいですか。今回多過ぎるという感じですか。今、お調べいただいたものを含めて 4 件ですよ。例年 1 件、2 件で、今回は何かあるのですかね。

○契約担当係長 要するにこの時期ということに尽きると思います。発注時期が手持ち工事の多い、豊富な時期にかかりますと、このような傾向が現れているというのが現状としてあります。

○○委員 毎年、そんなに工事発注の時期がばらけているとは思えないのですが、いかがですか。

○契約担当係長 大体 4 月当初、その後、秋口というように何回かに分かれておりまして、この時期の発注に関しますと、こういう傾向が出やすいということでございます。

○○委員 そうなのですけれども、それは例年同じなのではないですかということなのです。今回だけ 4 件、5 件、多分もっと見るとありそうな感じもしないでもないで、何か特別の原因がおりなのか、区でもわからない状況なのかということなのですね。

○経理課長 先ほど申し上げたのは、実は業者との意見交換を昨年から試行的に始めておりまして、特に土木、道路舗装の業者からは、まとめて発注されると、単価契約の工事も一方でありながら、技術者をきちんと確保できる場所ならばいくつも入札に応じられるのだけれども、小さい業者になると、1 つとってしまくと、もうほかを受けられない状況が生まれるということを指摘されています。道路舗装工事については、割と短期的に工期を設定しているものですから、それを平準化して発注してくれば現場代理人なり技術者を配置できるという意見が出されています。

○○委員 そういうことであれば、入札はしないで辞退ということにはならないのが普通だと思います。辞退ということは、それをやろうかなと思って見ているわけですよ。もう手いっぱいだったら多分辞退の名前にも載らないはずなのかなと思いますけどどうでしょうか。

○○委員 これは一般論として、恐らく昔だったら少子化がまだここまで進んでいなくて、人手不足がなかったら、例えば現場に何人も雇えたし、作業員も山ほど雇えたから目いっぱいの工事をする業者とかも昔はあったし、それを受けて何とかこなしていたのだけれど

も、今はもう人がいないから、少ない人数で効率的に工事を回すしかないビジネスモデルになっているのです。そうすると、生き残っていくためには、受注調整をして、公平にとるといふのを防御策としてとっているのかなと、これはこの議論とは別ですけども、感じますね。

さらに、これから作業員がもっと減っていきますから、そうしたときには更に受注調整という形になってくるのだらうなと思います。5 年先、10 年先はもっとやってくれとお願ひしなきゃならない時期が必ず来ますのでね。そういうときにこの入札制度というのなかなか厳しい事態になってくるのだらうなというのは個人的には思います。

○会長 そうですね。それは入札制度と同時に業者の統廃合というか、適正規模に集約するというのをセットでしないと、入札業務の改善もできない。このことは、10 年ぐらい前に、別の区内の会計士の先生もおっしゃっていたけれども、特に道路のこの問題は根が深いのですよと教えられました。この段階としてはそれ以上のことは言えないということですかね。

では、4 番目の案件をお願いします。

○経理課長 4 番目の和田中央児童館音楽室の空調機取替工事になりますけれども、入札見積経過調書は 52 ページになります。

これにつきましては、本年の 3 月 1 日に見積もりの依頼をいたしまして、3 月 9 日に見積もり合わせをしました見積競争でございます。見積もりに当たっては区内 8 者を選定しまして、そのうち 6 者は辞退をされてございます。

工事の内容は、音楽室の空調機を取りかえる工事となりまして、本件につきましては各者の見積もりが予定金額を上回りましたので、一番低い価格の見積書を提出した業者と減価交渉を行った結果となっております。

簡単ですが、以上でございます。

○会長 普通は空調機の取りかえだけであれば、もっと逆に安いところが出てくるのが通常だと想定されるのですが、減価交渉をされたことはそれはやむを得なかったと思うのですけれども、何でこういう事態になったのでしょうか。

○契約担当係長 この案件は空調機 1 台の取り換え工事でございます。昨年 12 月の事業者懇談会でもございましたけれども、ある程度の規模、例えば 2 台とか、3 台とか、幾

つかまどめてでない、経費ばかりかかってなかなか難しいということが意見としてありました。

○会長 この業者名がシンコー・克明と 2 つの名前があるのですけれども、これはもともとこういう名前の会社なのですか。

○契約担当係長 1 者の会社でございます。シンコー・克明工業でございます。

○○委員 私はローコストの病院建築を研究テーマの 1 つにして、大体、病院というのはピンからキリで、私がこの前やったのが茨城県筑西市というところで 250 床で税込み 76 億。この前、講演会で審議会に呼ばれた伊勢市立総合病院は 300 床で 132 億。この差は何かというと、やっぱり発注方式なのです。いわゆる入札で落とすというよりは、業者たちはもうぎりぎりで行っているから、ダンピングは逆に言えばできないし、適正価格の見積もりをした上でローコストの発注をしていくという発想が必要なのかなと。

これについて言えば、100 万の空調で本当にいいのかどうか。例えば市販の空調機で対応できるかどうかとか、そういう議論にやっぱりなっていくのだろうなという感じはしています。恐らく、入札については適正に入札はするけれども、それなりの適正利益を出さなければならない時代がこれから少子高齢化の中で起きてくるのは確実だと思うので、発注方式としてのローコストというのを絶えず意識して適正にしていくという流れにしていかなければ官庁発注はいけないのかなと個人的には思います。

この入札については、8 者を選定していますが、恐らくみんな利益もないし、手間がかかるから辞退され、お願いしてやっと何とか受けてもらったみたいな感じかなと外から見ると感じるわけです。ただ、100 万の発注で機種選定が本当にいいのかという、そのところが問われる時代になってくるのかなと感じます。

○会長 これは仕様が書いていないから、どういう空調機なのかわからない。取替前と全く同じものなのか。

○○委員 そういう発注はありがちなのです。

○会長 多分そういうことをおっしゃっているのだと思いますけれども。

○経理課長 委員がおっしゃられることは、そのとおりなのかなと思います。当然、工事主管部局もそうした観点は持っているところなのですが、今回は、既存の空調機を取り替える工事ということで、今の配管とかもそのまま使う形で考えているはずなのです。1 台

だけです。スケールメリットはありませんし、さらには廃棄処分、それもきちんと法律に基づいてやらなければならない、フロンなどもきちんと処理しなければいけない、そうした手間暇を考えると、そこはまさに委員がおっしゃられたところの 1 つの観点だと思います。

ご説明したように、業者からもこれについての手厳しい意見をいただいているところですので、今後の発注の仕方は考えていかななくてははいけなかなと思います。

○会長 でも、メーカーか何かは指定されていないわけでしょう。空調機なんてメーカーによって随分違いますけれども。

○契約担当係長 これは機種等は指定をいたします。

○会長 だからではないですか。

○○委員 機種を指定していないと、今度は故障された時に困る部分があるということかと。

○会長 それはそうですけれども、そこら辺は微妙なところですね。

○○委員 一番安いところに対して、さらに減額させているわけなのですけれども、よくオーケーしましたね。

○契約担当係長 当然、予定価格は申し上げられないので、予定額に達していないのでさらに、価格を下げられないかということで交渉して、業者から提示していただいた金額が結果的にここまで落としていただいたといったところです。

○○委員 メーカーが減額したわけですか。

○契約担当係長 工事業者が減額してきたわけですから。業者で金額を提示してもらうので、結果的にはここまで下げてきたということです。

○会長 よろしいですか。では、とりあえず工事案件は以上で審議を終わりにしたいと思います。

引き続きまして、委託審議案件の一般競争の 1 番ですね。これは毎年議論しているものとも関連いたしますが、お願いいたします。

○経理課長 それでは、今度、資料 12 と 13 をごらんいただきまして、まず、委託の審議案件としまして、1 番目の杉並障害者福祉会館利用者送迎用バス運行業務委託（長期継続契約）になります。こちらは見積経過調書は 54 ページからで、発注公告文は 55 ページ、



56 ページにわたってございます。

まず、日程としましては、4月8日に公告をしまして、4月28日に開札をしてございます。一般競争入札で実施をしてございます。入札には区内1者、区外2者の合計3者が参加しまして、入札の結果、宮園自動車株式会社が1回目で入札、落札しまして、契約を締結してございます。

業務につきましては、会館で実施をいたします生活リハビリや講習会などの利用者及び介助者等の会館への送迎を行う業務でございまして、運行車両は中型バス送迎用車両2台に、仕様で定めました座席、補助席、車いす、車いす昇降リフト等を設けたものでございまして、運行日は原則土曜・日曜・祝日・年末年始を除く毎日となっております。

簡単ですが、以上でございます。

○会長 これは、たまたま1回目で予定価格に達したのですけれども、落札されたのだから、その内訳書か何か提出されるわけですよ。まず、予定価格はどうやって算定されているのですか。

○契約担当係長 予定価格につきましては、業者の見積もりです。

○会長 そうすると、3者から見積もりをとられたということですか。

○契約担当係長 今回の案件につきましては、宮園自動車から1者から見積もりということでございます。

○会長 それはどうしてですか。毎年申し上げているのですけれども、見積もりをとる場合は最低2者ないし3者からとるのが基本原則ではないのでしょうか。

○契約担当係長 見積もりをとるに当たっては、この宮園自動車というのはこれまでも障害者福祉会館のバスを運行している事業者でありまして、やはり障害者福祉会館の事情をよくわかっているということがあります。通所されている障害を持っている方の状況とか、運行状況もよくわかっていますので、より精度の高い見積もりをとることができるというところから宮園自動車からとっているということになるかと思えます。

○会長 一般競争入札ですから、それであれば、別に一般競争入札にしなくてもいいのではないかと思います。

○○委員 これはプロポーザル的な、例えば人物の評価とか、研修の状況とか、そういうのを評価項目に入れて、場合によってはお金を足してもいいから、資格をもう少しちゃん

と取れるようにするとか、いわゆる福祉としての提供サービスの能力を評価して、そういう選定も考えられると思います。一般競争入札をすると単純なバス送迎なのだけでも、やっていること自体は結構、いつ心肺停止するかわからないような重症の人も送迎しているわけですね。そういうサービス提供の質をちゃんと評価するような業者選定方法をしたほうが住民から見ても納得が得られるのかなと。

それから、運転手は毎年毎年同じ人が絶対いいわけですよ。だけれども、一般競争入札というのは単純に価格が安ければ毎年かえてもいいというやり方だから、そのところについては制度自体が期待される事業者の選定方式とちょっと齟齬があるような気はするので。だから、独自方法が出せるのかどうかかわからないけれども、毎回ここで同じことばかり言われると、要はプロポーザルでもいいから提案型で業者選定するとか、そういうことも一案かと思っています。

例えば今年よりも来年の方がさらにグレードアップするにはこういうことをやりますとか、1年間に研修を何回やりましたとか、質が上がっているというイメージを持てるような業者選定をすれば、一般の杉並区民もチェックはしたいけれども、もっと言えばこの利用者の人たち、障害者の方々たちも杉並区民として適切な業者選定をしたいという気持ちになるはずですよ。そうしたら一般競争入札がいいのかというと、ちょっと違うのではないのかという話にもなってくるので、利用者の視点に立った業者選定方式を杉並流で考えてみるのも良いのではないかと。ちょっと手間はかかるけれども、そうではないと、毎回毎回一般競争入札で見積もりがどうこうという話になってしまうような気がします。

○経理課長 プロポーザルに移行できるかどうかは私ども契約担当だけで決められる話ではないので、主管課にもきちんと投げ返しながらかと考えていきたいと思っています。

○○委員 何かこう簡易型のものが打ち出せたらと思います

○経理課長 そこは、外部評価委員会でそうした意見があったことはきちんと伝えた上で今後考えたいと思います。ただ、一応質の評価につきましては、履行評価、いわゆるモニタリングということをやっておりますので、そうしたところでそれぞれの業務についてはきちんと毎年毎年評価をしていると思います。ただ、利用者の方の声などもきちんとそこでとっているかどうかはちょっとわかりませんので、そこも含めて所管には投げ返したいと思っています。

〇〇委員 実績評価が次の業者選定につながるようなやり方でも悪くはないのかなという感じはするし、そこのところをきちっとチェックしたほうが、毎回見積もりで安ければいいというやり方だとやっぱり厳しいだろうなと感じますね。

〇契約担当係長 1点だけ補足しますと、仕様書上では運転士と乗務員の方は、特に介護の資格を持っているということはないのですけれども、例えば他の障害者施設とか、障害者を乗せるようなバスの運行の乗務経験があることとか、この業務に当たる前には必ず、今回は障害者福祉会館ですけれども、そちらで必ず研修を受けなさいという形で、乗務員の方の質を確保するような仕様にはなっているということございます。

〇会長 去年も確認したと思うのですけれども、想定は新車ですよ。これまでもほとんど使い物にならないとかいう話も聞いたような気がしますけれども、障害者福祉会館専用車両ということは、万が一もし供用が可能な状態であれば寄贈するということですか。

〇契約担当係長 それはないと思われまして。

〇会長 そうすると、5年でもう使い古しになるということですか。

〇契約担当係長 もし5年でその車両自体が本当にだめであれば、そこで。

〇会長 いや、だめになるという前提で計算されているのでしょうか、この計算は。去年もたしか確認したのですけれども。

〇契約担当係長 そうです。5年の減価償却という形で計算されております。

〇会長 それは過去、大体そういうことだったのですか、もう一度確認なのですか。

〇契約担当係長 過去の例を見ると、5年ぐらいで減価償却すると見込んでいます。ただ、去年も話があったかもしれませんが、場合によってはまだ車両が使えるようであれば、再度1年、ないしはもう1年ということでの契約、その車を使った契約というのは実際にはあります。

〇会長 そちら辺がなかなか難しいところですね。

〇〇委員 宮園自動車は、なのはな生活園の送迎用バスの業務についても100%の落札率で落としていますけれども、これは見積もりのとり方等は全く同じですね。

〇契約担当係長 同じです。

〇会長 これも5年ですか。

〇契約担当係長 これも5年です。

○会長 ほかの自治体も 5 年ですか。タクシーの運転手に聞くと。タクシーは 5 年で使い古しますからとよく言うけれども。

○契約担当係長 申しわけございません。他の自治体の状況までは確認しておりません。

○会長 でも、何件もあるのだから、毎年聞いているのですから、お調べになっていただいてもいいのではないかと思うのですけれども。

○契約担当係長 わかりました。

○○委員 なのはなの方も入札の参加は同じこの 3 者ですか。

○契約担当係長 なのはなにつきましてもです。同じ 3 者の一般競争入札です。

○○委員 どれぐらいの頻度で送迎するのですか。

○契約担当係長 月曜から金曜日までで午前と午後の送り迎えがあるということと、あと場合によっては臨時の運行もあるようです。催し物があったりすれば、土曜日、日曜日も送迎はあるといった形にはなります。

○○委員 要するに、月曜日から金曜日までということですね。

○契約担当係長 原則はそういうことです。

○○委員 では、土日は全くないわけですか。

○契約担当係長 イベント等があればあるということだと思います。

○○委員 年間で何キロ走っているのですか。

○契約担当係長 すみません。年間の走行距離まではちょっと調べてはいないのですけれども。

○○委員 1 日だと 30 キロぐらいになりますか。

○契約担当係長 今回、障害者福祉会館の送迎バスは 2 台となります。それで区内を半分ずつ回ると思うので、それなりの距離にはなるのではないかと思います。往復で 40～50 キロは走ると思います。

○○委員 ざっと 40 掛ける 200 日、にプラスアルファしたとして、5 年で 5 万ぐらいですね。そうすると、まだ走れそうな感じはしますね。

○契約担当係長 ちょっと正確ではないかもしれないのですけれども。

○会長 毎年の案件ですから、明確な答えを出してほしいと思います。

○○委員 来年もやるという予告だから、ちゃんと考えたほうがいいですね。

○会長 当然、金額も大きいですし。

○経理課長 きちんと事前に調べて、出せるようにしておきたいと思います。

○○委員 ポイントは、一般ではない形に改造するということと、あとバスの減価償却が 5 年で本当にいいのという話もやっぱり議論されると思うのです。7 年から 10 年ぐらいまではオーケーかなというのは感覚的にはやっぱりあるので。ただ、10 年で想定すると、7 年でダメになったときはまた考えなくてはいけないし、適正な減価償却というか、車の仕様の問題なども整理されておいたほうが、また来年同じことをきつと質問されるのではないですか。

○経理課長 減価償却という考え方に立てば、当然、5 年でゼロになるなんていうことはあり得ないと思います。ただ、最近では、リースに切りかわってきているのが区の所有車などでもあるのですけれども、大体リース契約は 5 年で、さらに継続するかどうかはまた車両の状況などで判断できるというそこでのメリットがありますので、これについては特殊車両に改造して使いますから、そうしたところも含めて、やはり安全を重視して考える必要があります。

○会長 ただ、杉並区だけがされている話ではないと思いますので。

○経理課長 会長からも、他の自治体の状況といったようなこともお話しいただきましたので、来年度はそこら辺もきちんと調べた上でご審議いただきたいと思います。

○会長 はい。それでは、次の地籍調査委託に移ります。

○経理課長 続きまして、地籍調査委託（官民境界等選考調査）その 2 になります。

こちらにつきましては、予定価格は記載の 1 億 48 万 2,000 円、これは税抜き予定価格になります。4 月 22 日に公告しまして、6 月 10 日に開札をしております。一般競争入札で実施をしてございます。

区内 2 者、区外 2 者で、合計 4 者の参加でございまして、2 回目まで入札を実施しましたけれども、予定価格を超過し、落札に至らなかったために、先ほどの工事の案件と同様ですけれども、最低価格を提示した都市再生調査事業共同組合と減価交渉を行いまして、随意契約を締結したものでございます。

業務の内容につきましては、国土調査法第 2 条第 5 項に規定する地籍調査について、官民及び官官境界の調査及び測量を実施しまして、後に土地所有者と確認の立ち会いを行う

ための資料を作成する業務となっております。

以上でございます。

〇〇委員 これと同じ案件がもう一個5月にもありましたよね。同じ業者ですか。

〇契約担当係長 同じ業者になります。

〇〇委員 全く同じですか。

〇契約担当係長 はい。

〇〇委員 都市再生がとっていますよね。

〇契約担当係長 はい。

〇会長 予定価格の積算方法はどのようなふうになっているのですか。

〇契約担当係長 この予定価格につきましては、公益社団法人全国国土調査協会というものがあまして、そちらで発行している積算の基準書がございます。そちらの基準書をもとに積算をしているということです。

〇会長 そうであれば、業者がそんなに高めの提示をしてくるということは普通はあり得ないと思うのですが、何か特段の理由があるのですか。

〇契約担当係長 なかなか特段の理由というのが難しいのですが、その積算基準がやはり業者の希望する価格より少し安価であるというようなところなのだと思います。

〇会長 これは特に杉並として特殊な仕様が入っているというわけではないですよね。

〇契約担当係長 そういうわけではないです。

〇会長 ということは、こういう契約はほかの自治体においてもこういう状態がこの時期は多くなっているのですか。

〇契約担当係長 減価交渉をしているかは、わからないのですが、他の自治体も同じ積算基準でやっているという話は聞いています。

〇会長 ですよ。だから、ちょっと不可解なのですが。

〇〇委員 結果としては減額交渉はしていたわけですか。

〇契約担当係長 そうです。先ほどの工事と同じように、こちらからは金額は提示できないので、金額を提示していただくという形で、交渉をしています。

〇〇委員 もっと下げてくれと頼むわけですね。

〇契約担当係長 そうですね、はい。

〇〇委員 測量の資格者がなかなか手がなく結構厳しいということなのか。あと、開発ブームはまだあるから、境界査定がこちらこちらで動きが活発になっていることなども影響しているのですか。

〇契約担当係長 そうですね。今回の地籍調査の担当技術者の資格などの要件も結構厳しくしています。地籍調査ということの意味合いもあるのでしょうかけれども、測量士の資格を取得してから 8 年以上実務経験を有さないといけないとか、他の自治体でも同じような地籍調査をやっていないといけないというようなことで縛りをかけているわけです。そういう意味でも、当然、金額的には人件費が少し高くなるということにはなると思います。

〇〇委員 これは 6 月 10 日がその 2 ですけれども、5 月 18 日入札のその 1 についても減価交渉はあったのですか。それは素直に 99.7%なのですか。

〇契約担当係長 ごめんなさい。その 1 は資料が手元にございません。

〇〇委員 この 4 者は全く同じ 4 者が入札に応じたのですか。

〇契約担当係長 そうです。ただ、その 1 と内容が若干違うのですね。

〇〇委員 まあ、その 1 とその 2 は違うと思いますけれども。

〇契約担当係長 ごめんなさい。その 1 の経過調書を持ってきてはいなかったもので、正確ではありません。

〇〇委員 その 1 でやっている状況によって大体その 2 も想像がつくというか、金額的にも想定できるものなのか。

〇契約担当係長 積算の基準は同じでやっていると思います。

〇〇委員 そうですね。

〇契約担当係長 ただ、その 1 というのは、先ほど内容が違うと言ったのは、このその 2 というのはまず境界を事前にこちらで定めるといふか、つくる仕様で、その 1 というのは土地の所有者と立ち会うときの確認の委託なのですね。だから、ちょっと内容が違ってくるので、報酬も当然違ってくるだろうというところなのですから。

〇〇委員 同じところにその 1 とその 2 をそれぞれかけるといふのではないのですか。

〇契約担当係長 そういうことではないです。

〇〇委員 場所別にやっているわけですか、その 1、その 2 は。

〇契約担当係長 そうです。

〇〇委員 内容が違うということですよ。箇所ではなくて。

〇経理課長 前年度に先行調査をやって、それを具体的に翌年度個別に確認をするということになります。

〇〇委員 私も土木事務所で道路境界査定もやったことはあるのだけれども、結構あれは大変で、トラブルのネタみたいな感じだから。

〇〇委員 去年、その 2 を受注したのは同じ会社ですか。

〇契約担当係長 26 年度は 3 件案件がございまして、うち 2 件は同じ事業者で、うち 1 件は別の事業者でございます。ただ、金額がかなり違っておりまして、26 年度は 1,000 万前後の内容でした。

〇〇委員 地籍調査委託はまだ相当ありそうなのですか、事業量としては。

〇契約担当係長 しばらく続きます。基本的には区内全域を最終的にはやらないといけないということだと思うので、まだまだ続く見込みです。

〇会長 金額も 1,000 万ではないから、1 億なら何とかできる範囲ではないのかなという素朴な印象を受けましたけれども。この件については、以上でよろしいですか。

では、次にカラー印刷機の賃貸借について説明をお願いします。

〇経理課長 続いて、指名競争入札になりますけれども、カラー印刷機の賃貸借（長期継続契約）となりまして、こちらの方も指名通知は 4 月 20 日に通知しておりまして、5 月 1 日に開札をしてございます。60 ページに入札見積経過調書をつけてございますけれども、6 者による指名競争でございまして、区内が 1 者、区外が 5 者で競争したものです。

業務内容としましては、区役所の印刷室において使用するカラー印刷機の 5 年間のリース契約となります。なお、別途、印刷機の製造メーカーと保守・消耗品の供給契約を締結してございます。ですので、これはあくまで印刷機のリース契約というものでございます。

簡単ですが、以上でございます。

〇会長 その保守の契約はもともとリコーになっているのですか。

〇経理課長 そのとおりです。

〇会長 それは当然という気がします。リースだけでもうける構造ではないとも思うのですけれども、そういうのはセットか何かでできないのですか。

〇契約担当係長 リースと消耗品供給というのは会社が全く別になります。



○会長 わかりますけれども、事実上、この予定金額はほとんど意味がない金額ですよ。

○契約担当係長 そのリースの金額ということですか。

○会長 例えば区役所のカラーコピーにかかる業務費に対する比率として、予定価格は非公表だから余り言えないですけども、あつてないようなものなのですよ。

まず、この予定価格はどういうふうにして立てられているのですか。

○契約担当係長 まず、予定価格についてはそのリース事業者 3 者からの見積もりをとっています。

○会長 3 者というのはどこですか。

○契約担当係長 リコーリース、J E C C、日通商事です。今回の入札ではかなり低い金額で入札だったので、こちらの方でも、リース会社とこの機械を販売しているリコージャパンという会社があるのですけれども、そちらの担当者呼びまして、なぜこの金額になるのかということを確認させていただきました。

その確認の内容では、今回、リコーの機械についてはちょうど発注時期が年度当初だったということと、リコージャパンとしてはできれば杉並区と契約をしたい、実績をつくりたいということがあり、そのために販売促進費というのがリコージャパンの営業の担当から出ているという話を聞いています。その販売促進費を受けて、安い価格での入札をしたというような説明がありました。

○○委員 消耗品というか、そっちのお金は幾らですか。

○契約担当係長 消耗品はモノクロ印刷だと 1 円 80 銭で、カラーの方が 5 円です。この消耗品の金額につきましても、今回、所管課で契約依頼を出す前に消耗品が幾らになるのかという見積もりをとっております。当然、その見積もりは他社と確認しても高い金額になっていませんので、消耗品についても特にこれで稼ごうという意図はないというふうに判断しました。

○○委員 消耗品の金額が総体的に見て安いという話ではないですね。

○契約担当係長 そうです。高くはないです。

○○委員 それで、リコーという前提で印刷機について競争してもらって安くなったという話ですか。

○契約担当係長 機種についてはリコーというふうに決めているわけではありません。各

印刷機の性能を定めた上で、今回見積もりを出していただいているものについてはリコー以外に、機種で言えばゼロックス、コニカミノルタ、この 3 社の機種で見積もりをとっています。

〇〇委員 でも、実際にはリコーだけですよね。

〇契約担当係長 今回はリコーがとったのですけれども、下見積もりをとった J E C C と日通商事についてはリコー以外の機種での見積もりを出しております。

〇〇委員 日通商事もそうなのですね。

〇契約担当係長 日通商事もリコーではない機種で出しております。

〇会長 これは 1 台だけなのですか。何台かあるわけですね。

〇契約担当係長 こちらは 1 台です。

〇会長 ということは、たまたま今回の契約がこうであったということだけで、杉並区役所にあるのが 1 台というわけではないですよね。

〇経理課長 カラーは 1 台だけです。

〇会長 えっ、本当ですか。

〇総務課長 あとは白黒だとか、紙折り機などがございます。

〇〇委員 高速フルカラー印刷機の賃貸借とかとは違うのですか。これが何台かわからないですけれども。

〇会長 1 台だけということではないですね。

〇〇委員 1 台ではないと思いますけれども。

〇〇委員 この高速フルカラーはどうなのかわかりませんが。

〇〇委員 それでも、1 台で 1,550 円というのは安いね。

〇会長 まあ、こういうのは大体ディスカウントするのです、役所に対しては。

〇〇委員 この高速フルカラー印刷も 5 者入札していますよね。同じところですか。

〇契約担当係長 違う業者です。

〇経理課長 ああ、そうです。高速フルカラー印刷機の賃貸借が和泉ビジネス・マシンですね。

〇〇委員 これは 100%になっていますけれども。

〇会長 そうすると、カラー以外のやつもあるということですか。カラー以外の印刷機の

賃貸借もあるということですね。

○経理課長 そのとおりです。

○契約担当係長 すみません。先ほど地籍調査の関係で、その 1 につきましても減価交渉をして契約をしております。

○会長 そうですか。ちなみに、この何とか事業協同組合というのは、何人かの個人事業者で構成されたものと理解して良いでしょうか。

○契約担当係長 区内に本社を持っている測量の事業者でつくっている組合になります。

○会長 そうですか。

では、最後の案件になりますが、よろしくお願いします。

○経理課長 では、最後に物品の審議案件になりますけれども、敬老祝い品の購入で単価契約になります。この見積経過調書につきましては 61 ページになります。

これは、6 月 16 日に資格の確認通知を出しまして、6 月 29 日に見積もり合わせを行った、見積もり競争でございます。参加業者は全て区外業者で、6 者を指名しまして競争をしております。

概要としましては、カタログギフトの発送から物品を最後に発送するまでを行う契約となっておりまして、75 歳用と 81 歳用、それぞれ区が指定します 3 種類のカタログから選択して、税抜き単価掛ける発注見込み数の合計額で金額の競争をしたものでございます。

ちなみに、発注見込み数としましては、75 歳につきましては 4,650 個、81 歳は 3,950 個としてでございます。以上です。

○会長 これはまず、単価契約の予定価格はどういうふうに立てられるのですか。

○経理課長 予定価格は、先ほど申し上げました予定の個数に単価を掛けてもらったものの合計額です。

○会長 わかりますよ。しかし、カタログ商品だから、何円相当の物について単価を設定するという事になっているのですか。

○契約担当係長 区で調査をいたしまして、それぞれ特定のカatalogを 3 種類、75 歳用を 3 種類、81 歳用を 3 種類選定しています。

○会長 その 3 種類は具体的には何ですか。

○契約担当係長 カatalogの種類は複数ございます。

- 会長 ですから、具体的にその 3 種類の物は何ですかということです。
- 経理課長 その商品の金額の設定ということですか。
- 会長 業者はその物に応じて単価を設定するわけでしょう。
- 委員 商品名は何ですかという質問だと思います。
- 契約担当係長 商品名は、ちなみに 75 歳用ですと、「ザ・チョイス アービレ」「カタログチョイスコットン」「穂乃香 松葉」というカタログになります。
- 会長 それでは、質、クオリティが特定できない。
- 委員 そこから選べるということですね。
- 会長 クオリティが特定できないから、利用者も実際は困るのではないですか。
- 委員 会社によって違うのですか。それとも、そもそも別な会社がカタログを用意していて、それをいかに安く契約してそのカタログで入れられるかという話で、要はこの事業者が受注しても、同じカタログを提供しますということでもいいわけですか。
- 契約担当係長 はい。それで結構でございます。
- 委員 要は、業者ごとのカタログが、それぞれあるのではなくて、カタログは共通で、そのカタログ会社があるはずなのです。そのカタログ会社のやつをいかに安く提供できるかというのを競わせるわけですね。
- 契約担当係長 はい。そのようになります。
- 委員 そうしたら、そのカタログ業者に直接という考え方はどうなのですか。
- 契約担当係長 今回の仕様ですと、区から対象者のリストを受け取ってそこに発送して、未着分ですとかの対応を含めると、やはり百貨店のノウハウが必要でございますので、このような発注になっております。
- 委員 カatalog自体は業者共通なのだけれども、発注業務はそれぞれの会社でやっているということですか。
- 契約担当係長 はい。Catalogを受け取ってから、そのCatalogの自分の欲しい商品を出して、それを発送するというのがCatalog業者の業務でございますけれども、その前段階からの発送が百貨店の対応ということになります。それから、Catalogが未着の対応ですとか、そういったことも含みますので百貨店ということになっております。
- 委員 毎年同じやり方ですか。

- 契約担当係長 はい。現在は毎年同じでございます。
- 経理課長 平成 24 年からとなります。
- 委員 4 年ぐらい同じで、4 年ぐらい前に見直しているのですか。
- 経理課長 4 年目になりますね。
- 委員 実際に個数は何個ぐらい注文するのですか。
- 契約担当係長 個数でございますが、75 歳以上が 4,650、81 歳用が 3,950 となっております。予定の個数でございますので、実際、その時点での対象者は多少変動はございますので、単価契約ということになっております。
- 会長 そうすると、毎年単価はかなり変わってくるのですか。
- 契約担当係長 若干の変動は確かにございます。
- 経理課長 数がどうしても増えていきますので。
- 会長 あとは仕様書に書いているのでしょうかけれども、個人情報の問題が出てこないですか。
- 契約担当係長 当然、個人情報に関しても守秘義務を課す特記仕様をつけております。
- 委員 去年はそごうではないのですか。
- 契約担当係長 26 年度は高島屋でございました。25 年度はそごうでございました。
- 委員 その前もまた違うところですか。
- 契約担当係長 24 年度はそごうでございました。23 年度は高島屋でございました。
- 委員 高島屋とそごうですね。
- 会長 まあ、23 区ありますからね。
- 委員 でも、そうなってくると、個人情報もいろんな百貨店に行ってしまうということですね。その点が少し気になります。
- 委員 そこが危ういですね、本当に。
- 委員 これは郵送するのですか。
- 契約担当係長 郵送になります。
- 委員 やはり個人情報ですね。
- 経理課長 それぞれカタログの発送とどれを選んできたかを収集して、さらに物を送る業務でございます。

〇〇委員 難しいものですね。取り扱いとしてはね。

〇経理課長 これは外部に委託を出しておりますので、当然、区の審議会などはきちんと通した上でやっているものだと思います。

〇会長 とりあえず抽出案件の審議はしましたが、それ以外の案件につきましても今回特に時間の制約があって、各委員の選ばれた案件が選定されなかったということもございませぬものです。ほかの案件も含めてご意見をいただければと思います。

〇契約担当係長 ここで資料の訂正をさせていただきます。

先ほどの報告資料の中の 16 ページでございます。「平成 27 年度工事入札結果一覧」でございますが、この 27 年度の件数、一般競争入札 229 件、66.60%となっておりますが、これは 69.60%の記載の誤りでございました。大変失礼いたしました。訂正をさせていただきます。平成 27 年度、229 件、69.60%が一般競争入札でございます。

〇会長 今後もこの資料を作成するならば、将来的には一般競争入札だけでも、1 者応札だったとかいうのは付加情報としてあったほうがいいと思います。

〇経理課長 それは一般競争と指名競争もですか。

〇会長 一般競争入札だけでいいと思いますけれども。まあ、整理できるなら全部やっていただければと思います。

ほか、よろしいですか。

それでは、抽出した案件につきましては、不適正であるというような状況も確認できませんでしたので、適正に契約・入札業務が執行されていることを確認したということになるかと思っております。

本日のこの入札監視業務に関する審議は以上ですが、その他事項につきまして事務局からお願いいたします。

〇行政管理担当課長 では、私からその他ということで。

本日、資料の中に参考資料ということで、A 4 表裏の「平成 28 年度行政評価等の結果について」というのをつけさせていただいております。例年お配りしているものです。それと、席上に平成 28 年度の「杉並区行政評価報告書」、黄色い表紙のものです。あと、「杉並区財団等経営評価 2016」も置かせていただいておりますので、後ほどごらんいただければありがたいかと思っております。

それから、昨年の暮れ、お忙しい時期に各委員の方々から外部評価をお送りいただきまして、本当にありがとうございました。こちらにつきましては今各所管にそれぞれ送って、対処方針の作成に当たっているところでございます。こちらにつきましては、次回、第 5 回の外部評価委員会の中でまたご議論いただきたいところでございます。こちらは既に事前にメールで調整させていただきましたが、1 月 31 日の 10 時から 12 時ということで、この場所で開催させていただきたいと思っておりますので、これもお忙しい中本当に申しわけございませんけれども、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○会長 では、そういうことでよろしいですかね。

では、全て議事が終わりましたので、これにて今回の委員会は終わりにしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

— 了 —